平成２８年（フ）第２４２号
福井市下莇生田町第25号１番地15
債務者　堀田　竜将
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３７号
福井市江端町第37号18番地２　江端団地２号館419号室
債務者　松井　ふみ
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４１号
福井県大野市中野町１丁目８番14号
債務者　前川　英之
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８号
福井県三方郡美浜町木野第25号５番地の13
債務者　松原　博位
1　決定年月日時　平成29年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２９年（フ）第２２号
兵庫県美方郡香美町村岡区村岡323番地　西本町住宅13号
債務者　西村　吉夫
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第１１号
徳島県阿波市阿波町勝命444番地１、旧住所徳島県阿波市市場町大俣字貞久292番地１
債務者　天野　　誠
1　決定年月日時　平成29年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２号
徳島県阿波市市場町上喜来字窪二俣1785番地１、旧住所徳島県阿波市市場町上喜来字窪二俣1787番地７・徳島県阿波市阿波町十善地310番地11
債務者　天野みどり
1　決定年月日時　平成29年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７号
徳島県名西郡石井町高川原字高川原503番地１　葵マンション１－Ｄ
債務者　森本　宏光
1　決定年月日時　平成29年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７３号
千葉県柏市豊四季355番地１　リバーフィールズ302号
債務者　近藤　　毅
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７６号
千葉県松戸市常盤平７丁目17番地　常盤平公団住宅２街区28棟403号
債務者　髙橋　正美
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８９号
千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山４丁目３番１号（ニューコートくぬぎ山205）
債務者　佐藤　智子
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１２号
兵庫県宍粟市山崎町庄能129番地４
債務者　位田　裕司
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第１００号
神戸市東灘区住吉本町３丁目11番８－205号
債務者　石橋　友代（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５６号
神戸市灘区倉石通５丁目１番18号ラムール王子公園105
債務者　谷上　裕子
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６４号
神戸市垂水区学が丘７丁目１番１－309号
債務者　大月　梨絵
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７５号
神戸市灘区日尾町２丁目２番８号マグノリアパレス306
債務者　林　みきえ
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部